

国民健康保険・後期高齢者医療制度

限度額適用認定証の更新

病気やけがで1か月にかった医療費の自己負担額が、世帯に定められた自己負担限度額を超えたとき、その超えた分は高額療養費として後日支給されます。入院の場合や高額な外来診療を受ける場合、「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を提示すると、医療機関の窓口で支払う金額が各世帯の限度額までとなったり、入院時の食事代が減額されたりします。

現在発行されている認定証の有効期限は7月31日(水)です。8月1日(木)から有効な認定証が必要な方は、7月18日(木)以降に保険証と印鑑を持参して保険年金課(市役所1階6番窓口)で申請してください。

後期高齢者医療制度に加入していて、すでに認定証を持っており、世帯の構成や収入に変わりがない方については、自動的に更新となりますので、新しい認定証を7月中に郵送します。

なお、以下に該当する場合、制度上定められた限度額と世帯の限度額が同額となり、医療機関の窓口で支払う額に変更がないため、限度額適用認定証の発行・提示が必要ありません。

- 限度額適用認定証の発行・提示が必要ない方 ▶70歳以上で負担割合が3割、かつ課税所得が690万円以上の世帯の方 ▶70歳以上で負担割合が1割、かつ住民税課税世帯の方

☎保険年金課医療給付係・内線1401

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

納入通知書を郵送します

平成31年度の国民健康保険料と後期高齢者医療保険料(75歳以上の方と65歳以上の一定の障害のある方が対象)の納入通知書(年金天引きの方は、特別徴収額決定通知書)を7月8日(月)から順次郵送します。

国民健康保険料収入がなかった方も申告を

世帯主と加入者の総所得金額等の合計が一定の基準以下の場合には、保険料が軽減されます。収入・所得がなかった方も、課税課(市役所1階36番窓口)または保険年金課(市役所1階6番窓口)で申告をしてください。

国民健康保険料は世帯主宛て(世帯主以外の世帯員のみが加入している場合も同様に、後期高齢者医療保険料は加入者宛てに送付します。

納入通知書・特別徴収額決定通知書は、保険料の金額のほか、

16 ☎保険年金課賦課係・内線14

国民健康保険料の納付が困難な方は

あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず生活が困窮し保険料の納付が困難と認められる場合は、納期限までに申請することで、減免を受けられる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

16 ☎保険年金課賦課係・内線14

高齢受給者証(国民健康保険)を郵送

70歳〜74歳の方を対象に8月1日(木)から使用できる新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。現在お使いになっている高齢受給者証の有効期限は、7月31日(水)です。期限が切れた古い高齢受給者証は裁断の上、処分してください。

なお、新しい高齢受給者証の自己負担割合は、平成30年中の所得をもとに判定しますので、今までと異なる場合があります。☎保険年金課医療給付係・内線1401

国民健康保険の加入・脱退などの手続き

勤務先や家族の健康保険に加入するなど、新たに立川市の国民健康保険以外の保険に加入した場合は、脱退の手続きが必要です。会社等で手続きを代行することはありません。

また、退職した場合など、加入していた健康保険の資格がなくなったときは、国民健康保険の加入手続きが必要です。

●手続きに必要なもの ▼立川市の国民健康保険を脱退する場合

立川市の国民健康保険の保険証、新しく加入した健康保険の保険証(全員分。コピー可)、印鑑 ▼立川市の国民健康保険に加入する場合 II 加入していた健康保険の資格喪失証明書等、印鑑、運転免許証等(本人確認書類) ☎保険年金課医療給付係・内線1401

一部負担金の減免制度と徴収猶予

国民健康保険の加入者が医療機関等の窓口で支払う自己負担額(一部負担金)には、減免制度があります。対象は、災害、病気、けが、失業などの特別な事情があり、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、一時的に生活が困窮し、支払いが困難と認められる方です。

また、一時的に自己負担額の支払いを猶予する制度もあります。早めにご相談ください。☎保険年金課医療給付係・内線1399

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を郵送

ジェネリック医薬品を利用することで、自己負担額の軽減が見込まれる国民健康保険被保険者の方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月下旬に郵送します。



このお知らせは、4月に処方された薬(新薬)の名称・用量・自己負担相当額と、その薬をジェ

国民年金保険料の免除・猶予申請

国民年金保険料免除・納付猶予制度の平成31年度(令和元年7月〜令和2年6月)の申請を7月から受け付けています(申請月から2年1か月前までの未納月についても申請可)。免除制度は、保険料の支払いが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年の所得に応じて保険料が免除されるものです。猶予制度は、50歳未満の方で、世帯主の所得は審査対象外となり本人・配偶者の所得が一定以下であれば猶予されるものです。免除・猶予を希望する方は、年金手帳、印鑑を持参して、申請してください。なお、離職した方には「特別免除」もあります。失業していることが確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、離職票等)もご持参ください。



ネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を試算したものです。ジェネリック医薬品を希望する際は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。☎保険年金課業務係・内線1390

中小企業のCO₂削減対策に補助金を交付

市は、温暖化防止のため、施設改修によって積極的なCO₂削減に取り組む中小企業に、補助金を交付しています。

●補助対象 ▼事業者 II 市内で操業している市税を滞納していない中小企業(対象事業について、市や都から補助を受けている場合を除く) ▼条件 II ▼省エネルギー診断に基づいて行う改修で令和2年2月末までに工事を完了する ▼過去1年間のエネルギー使用量等のデータを把握している、など ▼対象設備の例 II 業務用エアコン、高効率照明器具、省エネ型業務用冷蔵庫など

●補助金額 補助対象経費の3分の1以内(上限50万円。予算がなくなり次第終了) 申請方法等くわしくは、市ホームページをご覧ください。☎環境対策課温暖化対策係・内線2243

7月18日(木)〜26日(金)市営住宅の入居者募集のしおりを配布

●募集住宅 ▼一般世帯向 II 7戸 ▼多子世帯向 II 1戸(すべて空き家募集)。入居予定は12月です。くわしくは募集のしおりをご覧ください。

●募集のしおりと申込用紙の配布 ▼期間 II 7月18日(木)〜26日(金) ▼場所 II 市役所(総合案内(1階)と住宅課(2階53番窓口)、窓口サービスセンター、各連絡所

●申込方法 7月29日(月)(必着)までに申込用紙を添付の封筒を使って郵送で住宅課住宅管理係・内線2558へ